

- 阿蘇都市計画区域
3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
御船都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
御船都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
鏡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
鏡都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
芦北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
芦北都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画区域区分
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。